

報酬規程

この報酬規程は、ベルクリア税理士事務所（以下「弊所」といいます。）の提供するサービスをご利用になる法人のお客様（以下「お客様」といいます。）に適用されます。

第1章 報酬についての総則

第1条 定義

1 年商

売上と営業外損益の税抜き金額の合計額をいいます。

ただし仮想通貨に係る営業外損益を除きます。

2 年度

その事業年度をいいます。

3 申告期限日

その年度の終了の日から2か月を経過する日。ただし申告期限の延長をしている場合は、延長された申告期限日。

4 最低契約期間

契約締結日から、お客様による解約の申し出をすることができない期間をいいます。

5 税務会計顧問業務

国内における税務に関する相談対応、会計処理に関する指導及び相談対応をいいます。

6 記帳代行業務

仕訳帳、総勘定元帳及び試算表の作成業務をいいます。

7 決算申告業務

国内における決算書の作成並びに、法人税、消費税、住民税及び事業税（外形標準課税を除く）の確定申告書の作成（仮決算による中間申告を除く）をいいます。

8 顧問契約

税務・会計顧問プランをいいます。

9 月額報酬

顧問契約に対する毎月の報酬をいい、その金額は、別段の定めがない限り、本規定の月額報酬表に記載されている金額をいいます。ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

10 オプション料金

月額報酬以外の報酬で、オプション料金表に記載されている金額をいいます。ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

第2条 顧問契約の各プランのサービス内容

- 1 税務・会計顧問プラン 税務会計顧問業務及び決算申告業務
尚、記帳代行業務について、追加することが可能です。

第2条の2

- 1 決算申告業務には、事業所税、償却資産税その他の決算申告業務は含まれておりません。
- 2 記帳代行業務には、弊所による資料の準備、経費が事業に関係するかどうかの弊所での決定その他の業務は含まれておりません。
- 3 記帳代行業務の会計資料等のお客様から弊所の送付は、電磁的記録によります。
ただしオプションを追加した場合を除きます。

第3条 最低契約期間

最低契約期間は、4カ月となります。

第4条 消費税

消費税は、別途記載にない限り、月額報酬、スポット料金には含まれておりません。

第5条 会計ソフトの利用料

会計ソフトの利用料は、月額報酬、スポット料金には含まれておりません。

第6条 会計ソフトの利用料

月額報酬は、第7条、第8条の方法により判定します。ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

第7条 消費税申告がある場合の報酬加算

適格請求書発行事業者、または、適格請求書の保存義務のある消費税課税事業者に該当する場

合は、月額報酬に20%（簡易課税を使用する場合は10%とする）の料金を加算させていただいた金額を月額報酬とします。ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

第8条 関与初年度の年商と報酬の清算

- 1 関与初年度の年商は、想定年商とします。
- 2 その年度の年商が想定年商と相違していた場合は、実際の年商を基準とした月額報酬と想定年商の差額につき、その年度の申告期限日における不足額または超過額を、月次調整報酬金として清算させていただきます。

第9条 関与初年度の翌年度以降の年商と報酬の清算

- 1 関与初年度の翌年度以降の年商は、その前年度の年商とします。
- 2 その年度の年商が前年度の年商と相違していた場合は、その年度の年商を基準とした月額報酬と前年度の年商の差額につき、その年度の申告期限日における不足額または超過額を、月次調整報酬金として清算させていただきます。

第9条の2 月額報酬の改定時期

月額報酬は、当規程に基づき、事前通知がなくても、その年度の申告期限の属する月の翌月以降から改定されます（第11条の場合は除く）。

第10条 報酬の日割り計算の適用除外

月額報酬は、オプション料金については、月途中の契約締結・解約であっても日割り計算は行わないこととします。

第2章 その他

第1条 サービス内容の変更、終了

弊所は、弊所の都合により、事前通知を行ったうえで、サービス内容を変更し、または提供を終了することができます。

第2条 サービスの停止等

弊所は、以下のいずれかに該当する場合には、事前通知をすることなく、サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- 1 サービスにかかるコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
- 2 コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、

ハッキング等によりサービスの運営ができなくなった場合

3 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力によりサービスの運営ができなくなった場合

4 その他弊所が停止または中断を必要とした場合

第3条 本規定等の変更

弊所は、弊所が必要と認めた場合は、本規定を変更できるものとします。本規定を変更する場合は、変更後の本規定の施行時期及び内容を適切な方法により周知し、又は登録ユーザーに通知します。ただし、法令上、同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社指定の方法で同意を得るものとします。

第4条 連絡・通知

弊所が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先の連絡又は通知を行った場合、当該連絡または通知を受領したものとみなします。

月額報酬

1 税務・会計顧問プラン

年商	月額報酬
500 万円未満	10,000 円
1,000 万円未満	15,000 円
3,000 万円未満	20,000 円
5,000 万円未満	25,000 円
7,500 万円未満	30,000 円
1 億円未満	35,000 円
2 億円未満	52,500 円
3 億円未満	70,000 円
5 億円未満	85,000 円
1 0 億円未満	120,000 円
1 5 億円未満	150,000 円
1 5 億円以上	お見積り

オプション料金表

オプション名	料金
面談（WEB）	30 分 3,000 円

面談（訪問）	30 分 7,000 円
お客様から弊所への会計資料等の郵送による送付（1 枚）	50 円
弊所による仕訳登録	1 仕訳 100 円
月次決算	別途見積もり
修正申告・更生の請求	別途見積もり
国税届出書	3,000 円
地方税届出書	3,000 円
法人設立届一式	10,000 円
税額控除	控除額×1%と 10,000 円の何れか大きい金額
課税の繰延	繰延額×0.1%と 10,000 円の何れか大きい金額
資産分解	建築費用等×0.1%と 10,000 円の何れか大きい金額
仮想通貨・暗号資産取引	別途見積もり
海外取引	別途見積もり
解散・清算申告	別途見積もり
解散・清算申告に必要な支払調書の作成	別途見積もり
納期の特例にかかる作成した源泉税の納付書の郵送	5,000 円
納期の特例以外の源泉税の納付書の作成	5,000 円
作成した納期の特例以外の源泉税の納付書の郵送	5,000 円
年末調整	2 人まで 6,000 円。以後 1 人増えるごとに 5,000 円
法定調書合計表の作成	5,000 円
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	10,000 円
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書以外の法定調書の作成（1 枚）	3,000 円
給与支払報告書の作成（1 枚）	2 人まで 0 円。以後 1 人増えるごとに 3,000 円
事業所税の申告	別途見積もり
償却資産税申告書の作成（1 か所）	5,000 円
該当なしの償却資産税申告書の作成（1 か所）	2,000 円
予定納税（電子納税の準備）	10,000 円
税務調査の立ち合い（日当）※実費経費は含まない	50,000 円

適格請求書発行事業者の登録申請（インボイス登録）	5,000 円
消費税還付申告（課税期間短縮を除く）	別途見積もり
消費税課税期間短縮（1 か月ごと）	1 回あたり月額報酬 1 か月分
消費税課税期間短縮（3 か月ごと）	1 回あたり月額報酬 3 か月分
株主総会議事録の作成（決議内容は、決算報告書の承認と定期同額給与、事前確定届給与のみ）	3,000 円
社宅賃貸借契約書作成	3,000 円
社宅固定資産税評価証明書取得	7,000 円
マネーフォワード導入支援	1 時間 5,000 円
マネーフォワード訪問による導入支援	1 時間 10,000 円
上記以外	別途見積もり

附則 令和7年6月16日施行、令和7年7月28日一部追加、令和7年8月14日一部追加、令和7年8月26日一部追加、令和7年11月2日一部改訂

以上